

6.26緊急院内集会

まもろう
憲法25条

いのちのとりで裁判 名古屋地裁判決を受け あるべき生活保護基準を考える

新型コロナウイルス感染症の影響により、生活保護制度のあり方が問われているなか、「いのちのとりで裁判」の初めての判決が6月25日に名古屋地裁で出されます。この裁判は、2013年からの史上最大（平均6.5%、最大10%、年額670億円）の生活扶助基準引き下げに対し、29都道府県で1027名（最大値）の生活保護利用者が立ち上がったものです。

注目の名古屋地裁判決を受けて、翌26日に緊急院内集会を開催します。今回は名古屋をはじめ、近く判決が予想される全国数力所をオンラインで接続し、判決を受けての「思い」やエール交換を行う予定です。

6/26 (金)

14:00~16:00

衆議院第1議員会館・
大会議室

地下鉄丸ノ内線・千代田線「国会議事堂前駅」

1番出口徒歩3分

地下鉄有楽町線・南北線・半蔵門線「永田町駅」
徒歩5分

入場無料・申込不要

※午後1時30分から、上記議員会館ロビーにて通行証を配布します。

※マスク着用、手洗い励行にご協力ください。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、入場・着席を制限させていただく可能性がございます。ご容赦願います。

司会：雨宮処凛さん（作家）

稲葉剛さん（つくろい東京ファンド代表理事）

●基調報告

「名古屋地裁判決の成果と課題」

森弘典さん（愛知県弁護士会所属弁護士、生存権訴訟愛知弁護団事務局長）

●特別報告

「名古屋地裁判決を受けて」

名古屋地裁原告・支援者（オンライン）

全国各地の原告・支援者（会場から・オンライン）

●国会議員あいさつ

●連帯あいさつ

支援団体より

●閉会あいさつ

井上英夫さん（いのちのとりで裁判全国アクション
共同代表、金沢大学名誉教授）

主催：いのちのとりで裁判全国アクション

（連絡先）京都府京都市中京区高倉通二条下る瓦町555-1 西村良ビル3階 あかね法律事務所

TEL：075-252-0086 FAX：075-252-0087 弁護士 吉田雄大